



当該バスは、近くのサービスエリアまで3キロ程度のため、ハザードを出しながら減速して走行を続け、残り500mの地点でタイヤから発煙し、サービスエリアに到着後、乗客を全員避難させたところでタイヤからの出火を確認したため、ガソリンスタンドの水及び消火器を使い消火した。

この事故による負傷者はなし。

バスの車体には延焼せず、タイヤのみ燃えた模様。

#### (4) 貸切バスの転落事故

7月30日（日）午後2時20分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客33名を乗せ運行中、道路左の路肩に逸脱、転落した。

この事故により、乗客2名が軽傷を負った。

現場は、片側1車線の見通しの良い直線道路で、事故は、運転席付近に置いてあったガムが落下し、運転者がそれを取ろうとしてハンドル操作を誤ったため発生した模様。

#### (5) 法人タクシーの衝突事故

7月31日（月）午前2時58分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、右折した際、対向車線を直進してきた二輪車と衝突した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

現場は、信号機の設置されていない交差点で二輪車は右に避けようとしたが避けられずタクシーの右全面に衝突した模様。

#### (6) 法人タクシーと路面電車との衝突事故

7月31日（月）午後5時48分頃、愛媛県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、右折使用としたところ、後方から接近してきた路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

現場は、中央に路面電車の軌道敷がある信号のある交差点で、当該タクシーが青信号に気をとられ、路面電車を確認せずに右折を開始したことにより発生した模様。

#### (7) 法人タクシーの衝突横転事故

8月2日（水）午後11時30分頃、鳥取県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、左方向から進行してきた軽自動車当該タクシーの側面に衝突し、タクシーが横転した。

この事故により、当該タクシーの運転者及び軽自動車の運転者が軽傷を負った。

事故は信号のある交差点で、軽自動車側が赤信号の点滅、法人タクシー側が黄色の点滅であった模様。

---

上記7件の死傷者数計：死亡2名、重傷1名、軽傷2名（速報値）

---



**【2.トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます！】**

（新着情報）

国土交通省においては、厚生労働省と共同で平成27年5月に設置した「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善中央協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を昨年7月13日に立ち上げ、適正運賃・料金収受に向けた方策等について検討をしてきました。

この度、当該検討会の議論を踏まえ標準貨物自動車運送約款の改正等を行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000138.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000138.html)



**【3. 第12回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を開催しました】**

（配信日：H29.7.14）

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討を行い、昨年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところです。

本委員会においては、「総合的な対策」の実施状況に関するフォローアップを行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000016.html)



**【4. 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について】**

（配信日：H29.7.7）

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたします。



\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

